

担当課：総務課庶務係
電 話：0164-34-2111
F A X：0164-34-2117

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を行いましたので、北竜町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき公表します。

記

1) 職場内秩序びん乱

所属・職名・年代・性別	特別養護老人ホーム永楽園・介護員・40代・男性
処分の理由	処分者は、業務時間において同僚を非難する書類を作成、机の上に置いたまま本人と打合せをしたところ、これが発見され諍いになり、それらの騒動により職場の秩序を乱し、業務の妨げをした。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和2年6月29日

2) 職場内秩序びん乱

所属・職名・年代・性別	特別養護老人ホーム永楽園・看護師・40代・男性
処分の理由	処分者は、自分を非難する書類を発見し、これを作成した職員と諍いになり、相手方に全治2週間の人的損害を負わせ、それらの騒動により職場の秩序を乱し、業務の妨げをした。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和2年6月29日

3) 管理監督責任

管理監督者に対する処分	管理監督責任として、業務主幹及び園長に注意の矯正措置を行いました。
-------------	-----------------------------------

【町長メッセージ】

このたびの職員の規律違反について、お詫び申し上げると共に、公私とも地方公務員としてふさわしい行動を取ることができるよう、公務員倫理の確立、服務規律の遵守など職員の綱紀粛正に努め、町民並びに利用者の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

令和2年6月29日

北竜町長 佐野 豊